

参考

看護師宿舎施設整備費補助事業の概要

事 項	内 容						
根 拠 法 令 等	看護師宿舎施設整備費補助金交付要綱						
事 業 開 始 年 度	平成 5 年度						
目 的	看護師宿舎の個室整備事業に要する経費について、その一部を補助することにより、看護職員の離職防止を図る。						
補 助 対 象	<p>次に掲げる（1）及び（2）に該当する病院を設置する者 ただし、国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、独立行政法人、地方独立行政法人及び公益財団法人東京都保健医療公社を除く。</p> <p>（1）看護業務見直し改善検討委員会等を設置し、申送り時間の改善や省力化機器の導入等看護業務の改善に積極的に取り組んでいる病院 （2）院内研修等独自に離職防止対策を実施している病院</p>						
対 象 経 費	病院の看護師宿舎の個室整備（炊事、洗濯、バス、トイレ等全室個室構造のもの。）に伴う新築、増改築及び改修に要する工事費（バルコニー、廊下及び階段等共通部分を含む。）						
基 準 面 積	<p>看護師 1 人当たり 33m^2（建築基準法上の面積として算入されるバルコニー、廊下及び階段等共通部分を含む。）</p> <p>（注1）建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。 （注2）1病院当たり 50 室を上限とする。</p>						
(1 m ² 当たり)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>鉄 筋 コンクリート 造</td> <td>1 8 7, 4 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>ブ ロ ッ ク 造</td> <td>1 6 3, 8 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>木 造</td> <td>1 8 7, 4 0 0 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）上記基準単価は、新築、増改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。 （注2）SRC（鉄骨鉄筋コンクリート構造）についてはRC単価。 （注3）鉄骨構造については強度・耐久性が鉄筋コンクリート構造と同等の工法である場合（ラーメン構造等の場合で設計者等が強度・耐久性を証明できる場合）は、RC 単価を用い、その他はブロック単価を用いる。 （注4）鉄骨とRCの複合建築については、RCの比率が50%以上である場合はRC単価を用い、50%未満である場合はブロック単価を用いる。 なお、鉄骨部分の取扱いは、注3を準用して差し支えない。 ※ただし、（注3）及び（注4）はその旨を証明する文書（一級建築士等による証明）を添付すること。</p>	鉄 筋 コンクリート 造	1 8 7, 4 0 0 円	ブ ロ ッ ク 造	1 6 3, 8 0 0 円	木 造	1 8 7, 4 0 0 円
鉄 筋 コンクリート 造	1 8 7, 4 0 0 円						
ブ ロ ッ ク 造	1 6 3, 8 0 0 円						
木 造	1 8 7, 4 0 0 円						
補 助 金 の 付 け 額	<p>次に掲げる（1）及び（2）により算出された額を、予算の範囲内において交付する。ただし算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。</p> <p>（1）基準面積に基準単価を乗じた額の合算額と対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。 （2）（1）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.66を乗じて得た額を交付額とする。</p>						
補 助 率	0.66						
そ の 他	<p>○都の補助額が3,332,000円以下の事業については補助対象外とする。 （ただし、改修の場合については1,332,000円） ○処分制限：補助金を受けて建てたものは、47年間（宿舎・RCの場合）他の目的での使用や廃止することができない。</p>						